

2016年 2月 16日

清水町議会
議長 加来 良明 様

陳情者 幸福実現党清水町地区
神谷 幸宏
住所 清水町字旭山 28-677

「マイナンバー制度の廃止を含めた抜本的見直しを求める意見書」の提出を
求める陳情書

マイナンバー法は、2013年5月に「国民の利便性」「行政効率化」「公平・公正な社会の実現」を目的として、「税・社会保障・災害対策」の3分野に利用を限定して成立しました。

ところが、本格運用開始前の2015年9月に「預金口座」(任意)、医療分野など民間分野にもヒモ付き化させる等の「利用範囲を拡大する法改正」が行なわれました。

○2018年に予定通りマイナンバーの利用範囲が「預金口座」(任意)、医療分野などに拡大されれば、撤回は困難です(2021年をめどに義務化が予定されています)。

○マイナンバーは、国家による「監視社会」へとつながり、私たちの「資産」の全容が容易に把握できるようになり、資産への課税が強化(増税)される恐れもあります。

○実際、アメリカやイギリスなど先進国の中には、同様の制度を導入したものの個人情報流出や「なりすまし被害」等の犯罪の温床になり、制度の見直しを検討している国もあります(イギリスは2010年に廃止しました)。

○私たちの自由やプライバシーが著しく侵害されてしまう制度を実施しないよう、政府に対して「マイナンバー反対」の声をあげる必要があります。

よって、下記のとおり政府に対して求めます。

記

1、マイナンバー制度を廃止すること。

1、廃止できなければ、マイナンバーの利用を「税・社会保障・災害対策」の従来の3分野に限定し、2018年から予定されている「預金口座、健康保険証、戸籍、パスポート、証券口座等や、地方自治体、民間等」への利用拡大を中止すること。

